

## 追 補

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『企業法務2級（組合法務）』の記載内容につき、記述の一部を変更・補足いたします。

### ●（初版）9頁 本文上から8～10行目

〈変更前〉 最近では、キャノンにおける偽装請負問題、松下電器産業の子会社における偽装請負問題が報道されたが、いずれも請負人に対して会社が直接業務の指示を行っていたことが調査の対象となっている。

〈変更後〉 最近では、キャノンにおける偽装請負問題、松下電器産業の子会社における偽装請負問題が報道されたが、いずれも請負人に対して会社が直接の業務指示を行っていたか否かが大きなポイントの1つとなると考えられる。

### ●（初版）315～317頁「（2）規制内容 ② 有価証券届出書の提出が不要な場合」の最後に次の【注記】を追加

【注記】 1億円未満の募集、50名未満の者に対して勧誘を行う場合であっても、金額、人数等による通算の規定があり、有価証券届出書の提出が必要となる場合がある。

### ●（初版）325頁 本文下から9～5行目

〈変更前〉 また、株式公開している企業が公開メリットが小さくなったと判断し、自主的に株式上場廃止申請を行う場合が挙げられる。近時、自主的に上場廃止申請を行って上場廃止した企業の例としては、婦人服メーカーのワールドや食品メーカーのポッカコーポレーション、外食業のすかいらーく、青汁のキューサイ等がある。

〈変更後〉 また、その他の上場廃止の方法としては、経営判断の一環としてのMBO（マネジメント・バイアウト）を実施し、上場廃止に至る場合（例：ポッカコーポレーション、ワールド、すかいらーく、レックスホールディング、キューサイ）が挙げられる。

※初版：平成20年10月14日発行